

お客様各位

株式会社セゾン情報システムズ
HULFT 事業部

「生産性向上設備投資促進税制」対象設備認定のお知らせ

平成26年1月20日より、産業競争力強化法が施行されたことに伴い、「生産性向上設備投資促進税制」（以下「本税制」といいます）が開始されております。本税制は、平成26（2014）年1月20日から平成29（2017）年3月31日までの間に、一定の要件を満たす生産性向上設備を取得し、かつ事業の用に供した場合に、「特別償却」または「税額控除」の何れかの優遇措置が講じられる制度です。

この度、弊社パッケージ製品「HULFT」が本税制の対象となる先端設備（ソフトウェア）として一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）から認定されました。本税制の適用が受けられるお客様は、ぜひこの機会に導入をご検討下さい。

1. 認定対象ソフトウェア

2015年6月現在、本税制適用認定を受けている弊社製品は下記の通りです。

http://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/1338/Default.aspx

製品名称	バージョン
HULFT 8	Ver. 8
HULFT 7	Ver. 7
HULFT 7e	Ver. 7
HULFT Type VOS/VOS-S	Ver. 6
HULFT Type ACOS	Ver. 5
HULFT Type K1	Ver. 2

2. 対象要件

証明書発行対象となるソフトウェア（対象ソフトウェア）は次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ・最新モデルであること
- ・取得価額が70万円（単品30万円かつ合計70万円を含む。）以上であること
- ・以下に掲げる情報のいずれか1つ以上を対象ソフトウェアにて取扱うこと
 - ①生産情報 ②販売情報 ③在庫情報 ④顧客情報

3. 申請書の発行について

本税制の適用には税務申告時に証明書の添付が必要です。証明書発行申請は、お客様の申告に基づき、弊社より一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）に対して行います。当社への申請書発行のお申込みにつきましては、「生産性向上設備投資促進税制」証明書お申込みシートにて承ります。

4. 証明書発行手数料

証明書発行の事務手数料1通あたり1,000円（消費税込）をご請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。

5. お問い合わせ

e-mail: sales_support@hulft.com

以上

(参考)

～本税制の対象・概要～

※ご注意

本税制の内容・詳細につきましては、経済産業省、その他ホームページにて必ずご確認頂くとともに、本税制の適用の可否については、必ずご担当の税理士等、または税務署へご確認ください。

(一般社団法人情報サービス産業協会「A類型「先端設備(ソフトウェア)」「証明書」発行の手引き」(平成27年3月版)より引用)

	生産性向上設備投資促進税制 (A 類型)	中小企業投資促進税制 (上乗せ措置)	
対象	資本金1億円以下の法人 及び個人事業主を対象	資本金3,000万円超 1億円以下	資本金 3,000万円以下
内容 ①②を 選択適用	① 即時償却 ② 取得価額の5%の税額控除 (当期の法人税額の20%を上限)	① 即時償却 ② 取得価額7%の 税額控除	① 即時償却 ② 取得価額10%の 税額控除
リースの 扱い	所有権移転外ファイナンスリース取引による取得：税額控除のみ利用可能 所有権移転ファイナンスリース取引による取得：即時償却・税額控除共に利用可能		

(参考リンク)

経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

一般社団法人情報サービス産業協会 (JISA)

http://www.jisa.or.jp/it_info/various/tabid/1307/Default.aspx